



## 第11回(2024年)BDK日本人留学生奨学金 募集要綱

本奨学金は、仏教研究に従事する日本人の若手研究者または大学院生が日本国外の大学や研究機関で仏教研究を行い、自分の研究を深めると同時に学んだ仏教の叡知をひろく世界に伝えていただきたいとの願いから仏教学術振興を目的として設立されました。

### 1. 申請資格

- (1) 日本国籍を有する者  
(在日外国人、二重国籍、日本永住権を有する者などは応募不可)
- (2) 申請時に原則として40歳以下であること
- (3) 大学院在籍者もしくは博士号取得者で仏教の学術研究に従事する者、あるいは当協会によりそれと同等と認められる学力を有し、仏教研究に従事する者
- (4) 採用後継続的に渡航先で研究を遂行できること
- (5) 予め渡航先の所属機関を自ら選定し研究上の基本条件を整えられること  
(当協会は紹介しません)
- (6) BDK日本人留学生奨学金の受給期間中、他機関からの奨学金の給付や給与などの収入を得ないこと

### 2. 奨学金内容

#### <長期留学支援>

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 対象人数    | 原則1名/年  |
| (2) 留学・支給期間 | 原則1~3年間   |
| (3) 支給金額    | 360万円/年 (単身での滞在の場合)<br>420万円/年 (法的に認められた付帯家族がある場合)<br>*学費、生活費等の一部とすること。 |
| (4) 支給方法    | 円建で日本国内開設の口座に3ヶ月ごとに入金<br>*支給は、渡航した月からとする。                               |
| (5) 渡航費     | 本人分実費(エコノミークラス)を別途支給する<br>(但し事前に当協会へ相談のこと)                              |

\*既に渡航先に居住している者には往路の渡航費は支給しない。

#### <短期留学支援>

- |             |         |
|-------------|---------|
| (1) 対象人数    | 若干名/年   |
| (2) 留学・支給期間 | 2ヶ月~6ヶ月 |



# 公益財団法人 仏教伝道協会

BUKKYO DENDO KYOKAI

〒108-0014 東京都港区芝4-3-14

Tel: 03-3455-5851(代)

Fax: 03-3798-2758

E-Mail: [bdk@bdk.or.jp](mailto:bdk@bdk.or.jp) URL: <https://www.bdk.or.jp>

- (3) 支給金額 30万円/月  
\*学費、生活費等の一部とすること。
- (4) 支給方法 円建で日本国内開設の銀行口座に1ヶ月ごと原則月末に入金  
\*支給は、渡航した月からとする。
- (5) 渡航費 本人分実費（エコノミークラス）を別途支給  
\*但し事前に当協会の許可を得たものに限る。  
\*既に渡航先に居住している者には渡航費は支給しない。

### 3. 必要手続・書類他

- (1) 申請書類
- ① 第11回（2024年）BDK日本人留学生奨学金 申請書
  - ② 成績証明書（学部・大学院）および修了証明書もしくは在学証明書
  - ③ 第11回（2024年）BDK日本人留学生奨学金 評価報告書・推薦書（各2名分）
  - ④ 希望する研究機関または受入先研究者からの承諾書

\*現在受給中の奨学金がある場合、他の奨学金へも申請している場合は、その旨申請書内で正確にお知らせください。当協会奨学金受給期間中の重複した受給・他からの給与等の収入を得ることはできません。

- (2) 送付方法 ①～④全てを下記へ送付してください。（Eメールのみ）

**[bdkfellowship@bdk.or.jp](mailto:bdkfellowship@bdk.or.jp)**

\*③評価報告書・推薦書については推薦者本人からの送付に限ります（本人が取りまとめて送付することは認めません）。

\*データを送ることが難しい書類がある場合には事前に上記へ連絡してください。

\*「2024 BDK日本人留学生奨学金」への申請である旨を必ず明記してください。

- (3) 申請期間 2023年3月1日から2023年7月31日迄

- (4) 結果の通知 BDK日本人留学生奨学金審査委員会において公正な審査のうえ決定し、2023年10月末頃までにEメールにて通知します。  
尚、本プログラム指定期間（受給年度4月1日～翌年3月31日）内に留学を開始できない場合は支給を取り消します（但し



渡航先における COVID-19 の感染状況等による特別な事情は考慮します)。

(5) 報告の義務 奨学金受給者は、受給終了時に研究成果について報告書を提出してください(留学期間が2年以上の場合は1年毎に提出)。また受給期間中に当協会広報機関誌への掲載等にご協力をお願いします。尚、報告の義務を怠った場合、奨学金を返納していただくことがあります。

(6) 奨学金の停止、取り消し等

下記事項のいずれかに該当する場合は、奨学金の停止又は取り消しを行うことがあります。また既に支給した奨学金の全額または一部を返納していただく場合もあります。

- ① 止むを得ない事由(病気等)により研究を継続することが困難であると認められる場合
- ② 虚偽の申告又は記載事項の一方的な変更を行った場合
- ③ その他支給資格を喪失した場合
- ④ その他当奨学金の趣旨に反する行為がある場合

(7) 個人情報の保護と情報の開示について

個人情報については法律及び内部規定に則り、適切に取り扱います。但し受給者の奨学金給付情報は原則として公開し、当協会の公式サイト、広報機関誌、SNS、新聞などに掲載されます。